

Title	親会社監査役の子会社に対する報告徴収権限について
Sub Title	Zur Reform des HGB §274-3
Author	大賀, 祥充(Oga, Yoshimitsu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.47, No.11 (1974. 11) ,p.27- 42
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19741115-0027">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19741115-0027</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 親会社監査役の

## 子会社に対する報告徴収権限について

大 賀 祥 充

- 一 はしがき
- 二 監査役の報告徴収権限
- 三 会計監査人の報告徴収権限
- 四 会計監査人の職務権限と資本金一億円以下の小会社における監査役の職務権限との比較
- 五 むすび

### 一 は し が き

このたびの商法改正法（和昭四九年法律二二号）は、第二七四条ノ三を新設して、株式会社の監査役に、子会社に対する営業報告徴収権限および業務財産状況調査権限を認めることとしている。<sup>(1)</sup>しかも、同条は、株式会社の資本の額の大小に係わりなく、すべての株式会社の監査役に適用される（監査特例法第二五条参照）。

親会社監査役の子会社に対する報告徴収権限について

このことは、株式会社の監査役職務が、資本の額が一億円を超える株式会社におけるように会計監査のみならず業務監査にまで及ぶか(商法第二七四条参照)、それとも資本の額が一億円以下の株式会社におけるように基本的には会計監査に限られるか(監査特例法第二二条および第二五条参照)に拘らないことを意味する。従つて、商法第二七四条ノ三の第一項の文言からみれば、資本の額が一億円以下の株式会社にあつても同条が直接に適用される結果、親会社の監査役はその職務を行なうため必要があるときは子会社に対し「営業ノ報告」を求めることができそうである。

しかし、ここに一つ検討を要する問題点がある。それは、監査役職務が株式会社の資本の額の大小によつて異なる以上、その権限も当然その職務遂行との係わりで定められるべきものであり、従つて親会社監査役の子会社に対する報告徴収権限も、親会社の資本の額の大小によつて、その対象ないし範囲が異なるものでありはしないか、言葉をかえてより具体的に云えば、資本の額が一億円以下の株式会社の場合、当該親会社の監査役がその職務を行なうため必要があるときその子会社に対して報告を求めることができるのは「営業ノ報告」(商法第二七四条ノ三参照)ではなくて「会計に関する報告」(監査特例法第七条第三項参照)に限定されるべきではないかという点である。

ちなみに、資本の額が一億円以上の株式会社にあつて、監査役のほかに監査を担うべき会計監査人については、監査特例法(昭和四九年法律二二号)第七条第三項が、商法第二七四条ノ三と同趣旨の規定を設けているものの、会計監査人がその職務を行なうため必要があるとき子会社に対して報告を求めうるのは「会計に関する報告」のみに限定されている。しかも、会計監査人の職務権限は基本的には会計監査に限られており、その限りでは資本の額が一億円以下の株式会社における監査役のそれとほぼ同じであると云つてよい(監査特例法第七条および第二二条参照)。

そうであるとするれば、資本の額が一億円以下の株式会社の場合、監査役職務権限は基本的には会計監査に限られているにも拘らず、その子会社に対する報告徴収権限だけは、たとえ「其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキ」に限られるとは云え、商

法第二七四条ノ三の文言通り「營業ノ報告」全般にまでひろく及ぶと解すべきか、それとも、その職務権限が同じく基本的には会計監査に限られている会計監査人の場合と同様に、監査特例法第七條第三項の立法趣旨にならつて「会計に関する報告」に限定して解釈すべきか、が検討されなければならない。

この問題の解決は、単に商法第二七四条ノ三第一項の法解釈上必要であるのみならず、改正商法が、監査役の子会社に対するこの報告徴収権限の行使を子会社の業務および財産状況の調査権限の前提条件として扱っている点からみて、同条第三項の法適用上も、意味をもつ。

(一) この制度の必要性および重要性をことに強調されるのは、矢沢惇「商法改正の諸問題」六頁および一〇頁。

## 二 監査役の報告徴収権限

まず、資本の額が一億円を超える株式会社にあつては、監査役の職務は会計監査に限らず業務監査にまで及ぶから（商法第二七四条第一項参照）、監査役は何時でも取締役に対し「營業ノ報告」を求めることができるし（商法第二七四条第二項前段）、また何時でも「会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スル」権限が与えられている（商法第二七四条第二項後段）。

従つて、右の場合、親会社の監査役がその職務を行なうため必要があるときに子会社に対しひろく「營業ノ報告」を求めうることは（商法第二七四条ノ三第一項）それ相應の理由があるものとみてよい。

無論、ここに「營業ノ報告」というのは、親会社の監査という親会社監査役の職務を行なうために必要な限りで具体的に特定される必要があるが、必ずしも会計に関するもの<sup>(3)</sup>に限られないし、会社の業務または財産に関するものをも含む<sup>(4)</sup>營業活動にわたるものであり、そのうちから具体的に特定されれば足りると考えられる。

これに対して、資本の額が一億円以下の株式会社にあつては、監査役の職務は基本的には会計監査に限られているから

(監査特例法第二二条、第二五条、監査特例法要綱第六参照)、監査役が何時でも行使しうる権限としては、「会計の帳簿及び書類」の閲覧もしくは謄写をすること(監査特例法第二二条第二項前段)と、取締役に対して「会計に関する報告」を求めることができること(同第二二条第二項後段)とにまず限定されている。それ故また、「会社の業務及び財産の状況を調査する」権限も、先の資本の額が一億円を超える株式会社におけるように何時でも認められるものではなくて、監査役が会計監査という「その職務を行なうため必要があるとき」(監査特例法第二二条第三項)に限って認められるものであるにすぎない。

そうであるとする、資本の額が一億円以下の株式会社の場合、当該親会社の監査役に認められているところの子会社に対する報告徴収権限(商法第二七四条ノ三第一項)が、もしその文言通りひろくすべての「営業」に及びうるものであるとすれば、その職務が基本的には会計監査に限られている監査役の権限としては、たとえ「其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキ」に限って認められるものであるとは云え、極めて異例のことに属し、その意味で特殊な取扱であると云つてよいように思われる。

もつとも、『この権限は、かつて子会社を利用した粉飾決算が行なわれたことに鑑み、また、商法上は連結財務諸表の作成が強制されていないために予想される粉飾の防止の目的で設けられたものであり、あくまで親会社の監査の必要上要求される限度内で、子会社の取引の実態を明らかにしようとするものである』<sup>(5)</sup>とすれば、親会社監査役に与えられるところの子会社に対する報告徴収権限はひろく「営業」全般にわたるものであつて一向に差支えないとも考ええないではない。

現に、商法第二七四条ノ三第一項の文言が明らかに「営業ノ報告」と表現していること、および同条が資本の額が一億円以下の株式会社の監査役にも適用されることは疑ないところであることから(監査特例法第二五条参照)、文献上も、この点については何ら制約することなく「営業ノ報告」を求めうる旨を明言するものが少なくない。

しかし、その職務が基本的には会計監査に限られているところの、資本の額が一億円以下の株式会社における監査役の場

合においても商法第二七四条ノ三第一項の規定の文言通り「營業ノ報告」を求めると解すべきであるとすれば、同じく、その職務が基本的に会計監査に限られている会計監査人の場合、監査特例法が子会社に対する報告徴収権限を「会計に関する報告」に限定していることをいかに説明するのであろうか。

文献によると、会計監査人の子会社に対する報告徴収権限が「会計に関する報告」に限定されるのは、会計監査人が「親会社の会計に関する調査権のみを有するから」であり、従つてまた会計監査人の子会社に対する業務財産状況調査権限が『会計関連事項の調査に限定される』のは「当然のこと」であるといふ。<sup>(7)(8)</sup>

もしそうであるとすると、その職務が基本的に会計監査に限られているところの、資本の額が一億円以下の株式会社における監査役の場合と、同じくその職務が基本的に会計監査に限られているところの会計監査人の場合とで、子会社に対する報告徴収権限の対象ないし範囲が異なるのは、一体いかなる根拠に基づくものであろうか。

(2) 報告を求める事項は特定かつ具体的であることが必要であり、抽象的に子会社の全營業に関する事項というような報告要求は許されない。田辺明・加藤一昶・黒木学「商法改正三法の逐条解説」別冊商事法務二四号二頁、並木俊守「新商法の逐条解説」九〇頁、加藤一昶「親子会社の判定・子会社調査手続等」(改正商法実務相談)商事法務六七二号二頁、加美和照「子会社の監査」産業経理三四卷九号四八頁、同旨、堀口亘「監査役制度」改正商法詳説二七頁、鮫島真男「改正商法——改正のすべてと実務」三七頁、大阪工業会法律懇話会編「改正商法の実務と問題点」一一頁。

(3) 酒巻俊雄「会計監査人の権限等」改正商法詳説二二頁参照。

(4) 居林次雄「改正商法詳解」七五頁、並木前掲九〇頁、加美・前掲産業経理四八頁。

(5) 大阪工業会法律懇話会編・前掲二頁。なお傍点は大賀。

(6) 例えは、久保欣哉「監査役による監査」企業会計二六卷五号六五頁、加美和照「中小会社の特例」改正商法詳説一六三頁、同・前掲産業経理五一頁、居林・前掲三三〇頁、山一証券経済研究所編「新商法解説」五六頁など。

その他、例えは、鮫島・前掲三八頁、並木俊守「改正商法の手引」一〇九頁、大阪工業会法律懇話会編・前掲一三頁などは、商法第二七四条ノ三が資本の額が一億円以下の株式会社の子会社に対する報告徴収権限を適用される旨述べたものであるが、その意味するところは前者と同一に帰する。

ただし、酒巻俊雄「改正商法の理論と実務」一一四頁のみは、小会社の監査役の子会社に対する報告徴収権限を「会計に関する報告」に限定されているが、その根拠については触れられていない。

親会社監査役の子会社に対する報告徴収権限について

親会社監査役の子会社に対する報告徴収権限について

三三一 (一一八四)

(7) 居林・前掲七五頁以下。

(8) 大阪工業会法律懇話会編・前掲一三頁も『監査役の「営業報告」請求権に対し、業務監査権のない会計監査人が「会計報告」請求権に限られるのは当然である』という。

### 三 会計監査人の報告徴収権限

監査特例法によれば、資本の額が五億円以上の株式会社の場合、監査役による監査のほか、会計監査人による監査が強制されているが(同法第二条)、その会計監査人の職務は、資本の額が一億円以下の株式会社における監査役の職務と同じく、基本的には会計監査に限定されており(同法第二条)、従つてまたその権限も、資本の額が一億円以下の株式会社における監査のそれと殆んど同じであると云つてよい。すなわち、第一に、監査特例法第七条第一項により、会計監査人が何時でも行使しうる権限としては、「会計の帳簿及び書類」の閲覧もしくは謄写をすることと、取締役に対して「会計に関する報告」を求めることができることにまず限定されている点は、監査特例法第二条第二項と全く同じであるし、第二に、同法第七条第二項により、「会社の業務及び財産の状況を調査する」権限が認められるのは、会計監査人が会計監査という「その職務を行うため必要があるとき」に限られている点も、同法第二条第三項と全く差異がない<sup>(9)</sup>。

それにも拘らず、監査特例法第七条第三項のみは、会計監査人が会計監査という「その職務を行なうため必要があるとき」子会社に対して求めうる報告を「会計に関する報告」に限定し、商法第二七四条ノ三第一項の「営業ノ報告」とは異なる規定を設けている。のみならず、監査特例法第七条第四項は、商法第二七四条ノ三第三項および第四項の規定をこの場合について準用しているから、親会社の会計監査人が子会社の業務及び財産の状況を調査しうる場合ならびに子会社がその報告または調査を拒否しうる場合の要件効果については、親会社監査役によるときと内容において完全に一致する。

そうであるとすれば、その職務が同じく基本的に会計監査に限られる会計監査人の場合と、資本の額が一億円以下の株式

会社における監査役の場合とで、その権限については両者殆んど同様に取扱うにも拘らず、会計監査というその職務を行なうため必要があるとき、子会社に対して求めうる報告が、前者にあつては「会計に関する報告」に限定しながら、後者にあつては「営業ノ報告」としてゐる法の実質的根拠は、両者共通の職務権限（監査特例法第七条第一項と第二条第二項、第七条第二項と第二条第三項、商法第二七四条ノ三第三項および第四項と監査特例法第七条第四項）以外の点に探し求めうるかが問題となる。

(9) 並米・前掲逐条解説二六六頁。

(10) 並米・前掲一六七頁。

#### 四 会計監査人の職務権限と資本金一億円以下の小会社における

##### 監査役の職務権限との比較

以下、会計監査人と、資本の額が一億円以下の株式会社における監査役との相違点を挙げ、それらが監査特例法第七条第三項にいう「会計に関する報告」と商法第二七四条ノ三第一項にいう「営業ノ報告」との区別の実質的根拠たりうるか否かを順次検討してみる。

まず、監査特例法第二条にいう「商法第二八一条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類並びにその附属明細書」と、同第二二条にいう「取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する書類」とは、具体的には貸借対照表、損益計算書、ならびに準備金および利益または利息の配当に関する議案を含む点では同一であるが、後者が附属明細書を含まない点で（商法第二八三条第一項参照）異なる<sup>(12)</sup>。しかし、会計監査人が計算書類附属明細書をも監査の対象としてゐると全く同様に、資本の額が一億円以下の株式会社における監査役の場合にも、商法第二八一条ノ四の規定により（監査特例法第二五条参照）、計算書類附属明細書の監査をすべきものとされているから、規定の準拠が異なるだけで、実質においてこの点に差異は



ない。

次に、会計監査人については、計算書類およびその附属明細書の「監査」(監査特例法第二条)の結果は「監査報告書」(同第一条および第五条)にしたためられるのみであつて、定時総会における会計監査人からの報告は例外(同第一条参照)を除き原則として予定されていないし、さらに、計算書類の監査報告書についてはその記載事項が法定されている(同第三条第二項)のに対して、資本の額が一億円以下の株式会社における監査役の場合には、会計に関する書類の「調査」(同第二条)の結果は「監査報告書」(同第三条、附属明細書につき商法第二八一条ノ四参照)にしたためられることを要するけれども、その記載事項は別段法定されているわけではないし(監査特例法第二五条、商法第二八一条ノ三参照)、またそれとは別に必ず株主総会に意見報告をしなければならないものとされている(監査特例法第二二条第一項、なお商法第二七五条参照)。しかし、「監査」も「調査」もその実質において変りはなく、いずれも「監査報告書」にしたためられるのであり、さらに、その記載事項が法定されているか否か、および株主総会への監査報告の有無等の差異は、先の問題解決に役立つものではない。これらは監査の結果に属する事柄でしかないからである。

次に、計算書類の提出期限(監査特例法第二二条および第三條第一項)、従つてまたその監査報告書の提出期限(同第一三條および第三條第二項、なお第一四條参照)、ならびに附属明細書の提出期限(同第一五條第一項および商法第二八一条ノ四第一項)、従つてまたその監査報告書の提出期限(監査特例法第一五條第二項および商法第二八一条ノ四第二項)が、定時総会の会日を基準とする限り、会計監査人の場合と監査役の場合とで必ずしも同じでない点はどうであろうか。しかし、これも計算書類またはその附属明細書を受領した日を基準にして監査報告書の提出期限を比較する限り、両者の間に全く差異はない。そして、子会社に対する報告徴収に関する限り、その監査期間が問題たりうるのみであつて、定時総会までの間隔はおよそ無縁のことであらう。

次に、会計監査人の選任または解任は、監査役の過半数の同意を得ることを法定要件として取締役会の決議をもつてなされることとされたのに対し（監査特例法第三条および第六条）、監査役の選任または解任は株主総会において行なわれる（商法第二八〇条↓第二五四条、第二五七条）。しかし、選出母体の違いが子会社に対する報告徴収権限の対象ないし範囲を変える直接の係わりをもつものとは毛頭考えられない。

また、会計監査人については、監査役の場合とは異なつて（商法第二七三条）、その任期に関する法の規定がないが、この点も先の問題の実質的根拠となり難いことは明らかである。

それでは次に、会計監査人の場合には、その資格が「公認会計士（外国公認会計士を含む）又は監査法人でなければならぬ」（監査特例法第四条第一項）とされているのに対して、監査役の場合には、兼任禁止（商法第二七六条）はともかく、何ら資格の限定がなされていない点はどうであろうか。仮りにこの点が先の問題の合理的根拠たりうるものと想定すれば、そのことは平たく云えば、職業的専門家である会計監査人によるときは、当該会社の会計監査という職務を行なうための必要上その子会社に対して報告を求めるのは「会計に関する報告」であれば十分であるが、職業的専門家であるとは限らない監査役によるときは、「会計に関する報告」のみでは足りず「営業ノ報告」でなければならぬ、あるいは少くともその方が望ましい、という前提がなければならないことになりそうである。しかし、資本の額が一億円以下の株式会社における監査役については、当該監査対象会社においてでさえ、基本的には「会計に関する報告」の徴収に限られている（監査特例法第二二条第二項）のであるから、右の仮説は当たらないと思われる。

次に、監査特例法第八条は、取締役の不正行為等を発見した場合の会計監査人の報告義務を定める特別の規定を設けているが、これが先の問題と直接の関連をもつものとは到底考えられない。

さらに、監査特例法第一〇条は、会計監査人の第三者に対する損害賠償責任を定めているが、その要件ならびに過失につ

いての挙証責任等は、監査役の場合（商法第二八〇条↓第二六六条ノ三参照）とは異なる取扱をうけることになつてゐる。しかし、これもまた先の問題とは全く無縁であると云わざるをえない。

このようにみてくると、最後に残る兩者の違いは、監査対象会社の資本の額が五億円以上か、それとも一億円以下の株式会社であるかの違いだけになつてしまふ。しかし、そのことが、会計監査人の子会社に対する報告徴収権限を「会計に関する報告」に限定し、監査役のそれを「営業ノ報告」にまで認める合理的根拠になるとは到底考えられない。

右の指摘に遺漏がなく、またその検討に誤りがないとすれば、その限りで少なくとも云えることは、資本の額が一億円以下の株式会社における監査役については、その職務が基本的に会計監査に限られているために、子会社に対する報告徴収権限をひろく「営業ノ報告」にまで認めることに必ずしも合理的根拠がないということである。

そこで、ひきつづいて考察すべき点は、それでは反対に、資本の額が一億円以下の株式会社の監査役にも当然適用される商法第二七四条ノ三第一項を、「営業ノ報告」と規定するその文言にも拘らず、会計監査人に関する監査特例法第七条第三項と同様に、「会計に関する報告」という風に限定的に解釈することの合理的根拠如何であらう。

その点に関して考えられるのは、第一に、法はその職務を基本的に会計監査に限つてゐる場合その権限についても基本的には会計に関するものに限つてゐること（監査特例法第七条第一項および第二条第二項）、第二に、法はその職務を行なうため必要があるときに限つて会社の業務財産状況の調査権限を認めてゐること（同第七条第二項および第二条第三項、従つて第三に、その職務を行なうための必要上とは云いながら、子会社に対する関係においてもその権限は「会計に関する報告」を求めることで十分足りる筈であり、必ずしも「営業ノ報告」にまで及ぶ必要はないということである。この点はすでに会計監査人につきまさに監査特例法第七条第三項が実証しているところでもある。

そうであるとするれば、改正法案の国会審議において修正附加された商法第二七四条ノ三第四項等にも端的に表わされて

ように、子会社といえども独立の人格を有する会社である以上、親会社監査役の子会社に対する報告徴収権限および業務財産状況調査権限は、親会社の会計監査という「その職務を行なうため必要があるとき」に限定されるのは勿論のこと、その対象ないし範囲も、その職務遂行上必要かつ最少限にとどめるべく、従つて資本の額が一億円以下の株式会社の場合親会社監査役の子会社に対する報告徴収権限の範囲は「会計に関する報告」に限定して解釈すべきではないかと考えられる。

もつとも、別の考え方をとれば、「営業ノ報告」はそのまま文言通りに解していても、資本の額が一億円以下の株式会社における監査役の職務は基本的に会計監査に限られるから、その会計監査という「職務を行なうため必要」であるか否かの基準によつて親会社監査役の権限の濫用は防止しうるのであるし、従つてまた子会社はその独立性を保ちうるとする議論もありえないではない。

しかし、子会社に対する報告徴収権限の行使が認められる前提条件、すなわち監査役が「その職務を行なうため必要であるとき」か否かの判断と、その前提条件がみたされた場合の報告徴収の対象ないし範囲如何、すなわち「営業」に關しての報告を求めうるかそれとも「会計に關する報告」に限られるかの問題とは、次元の異なる別個の事柄であつて、殊に商法第二七四条ノ三第三項が『親会社ノ監査役ハ第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社ガ遲滯ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確カムル為必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ子会社ノ業務及財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得』と規定して両者を区別すると共に、子会社に対する業務財産状況の調査権限の行使の前提条件として、報告徴収権限の行使および「報告ヲ求メタル事項」に關する子会社の不完全報告または真否確認の必要性を規定している点からみても、両者を区別すべきことは明らかである。

もともと、このたび新設された商法第二七四条ノ三は、ここで当面問題の第一項および第三項について云えば、「商法の一部を改正する法律要綱」第一（監査役の職務及び権限等）の4のイ『親会社（他の株式会社の過半数の株式又は他の有限会社の資

本の過半に当たる出資口数を有する会社)の監査役は、その職務を行なうため必要があるときは、子会社(当該他の株式会社又は有限会社等)に対し營業の報告を求めることができる。』および同第一の4のロ『親会社の監査役は、イにより報告を求めた場合において、子会社が報告をせず、又はその報告の真否を確かめる必要があるときは、報告を求めた事項に関し子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。』に基づくものであるが、これらは昭和四八年三月一六日閣議決定の「商法の一部を改正する法律案要綱」第一の3のイおよびロとそれぞれ同文である。<sup>(14)</sup>

そして、それらは各々、昭和四五年三月三〇日法制審議会決定の「商法の一部を改正する法律案要綱」第一の三の1『他の株式会社の発行済株式の総数の二分の一をこえる株式を有する会社又は他の有限会社の資本の二分の一をこえる出資口数を有する会社(以下「支配会社」という。)の監査役は、その職務を行なうため必要があるときは、当該株式会社又は有限会社(以下「従属会社」という。)に対し營業の報告を求めることができる。』および同第一の三の3『支配会社の監査役は、1に より報告を求めた場合において、従属会社が遅滞なく報告をせず、又はその報告の真否を確かめる必要があるときは、従属会社の業務及び財産の状況を調査することができる。』に基づくが、「親会社」「子会社」と「支配会社」「従属会社」との呼称は違うものの、その意味内容において所要綱の間に差異はない。<sup>(15)</sup>そしてこれらは、昭和四四年七月一六日法制審議会商法部会決定の「株式会社監査制度改正要綱案」第一の三の1および3とそれぞれ同文である。<sup>(16)</sup>

そしてこれをさらにたぐれば、昭和四三年九月三日公表された「株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案」第一の三<sup>(17)</sup>にまで遡れるが、この試案においては、支配会社の監査役がその職務を行なうため必要があるとき認められる従属会社に対する營業報告徴収権限と業務財産状況調査権限とは並列的に規定されていたのに対し、前記要綱案ならびに要綱従つてまた改正法第二七四条ノ三第一項および第三項は、營業報告徴収権限を第一次的なものとし、業務財産状況調査権限の方はいわば補充的ないし第二次的なもの<sup>(18)</sup>として段階的に取扱つている。<sup>(19)</sup>

右に述べた立法の経過をみると、親会社監査役の子会社に対する報告徴収権限は、株式会社の監査制度の強化を主眼点とするこのたびの商法改正が検討され始めた当初から、一貫して「営業ノ報告」を対象にしていたことは疑ない事実である。

一方、会計監査人に関する監査特例法第七条第三項および第四項は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律要綱」第四（会計監査人の権限）の3『親会社の会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、子会社に対し会計に関する報告を求めることができる。』に基づくが、これは昭和四八年三月一六日閣議決定の同法律案要綱第四の3と同じであり、そしてこれはさらに、昭和四五年三月三〇日法制審議会決定の「商法の一部を改正する法律案要綱」第一四（大会社の特例）の六の3『支配会社の会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、従属会社に対し会計に関する報告を求めることができる。第一第三項の3は、この場合に準用する。』に基づくが、「親会社」「子会社」と「支配会社」「従属会社」との呼称は違うものの、その意味内容において両要綱の間に差異はないし、後者における「第一第三項の3」の準用は前二者には含まれていないが監査特例法第七条第四項にはおりこまれている。そしてそれは、昭和四四年七月一六日法制審議会商法部会決定の「株式会社監査制度改正要綱案」第一四（大会社の特例）の六の3と同文である。

そしてさらに、昭和四三年九月の「法務省民事局参事官室試案」第一一（大会社の特例）の六の3は『支配会社の会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、従属会社に対し会計に関する報告を求め、又は従属会社の業務及び財産の状況を調査することができる。』と定められていたから、結局、会計監査人については、立案検討の当初から、子会社に対する報告徴収権限は「会計に関する報告」を対象にしていたことは明らかである。

しかし、ここに特記すべきことは、昭和四三年九月の「法務省民事局参事官室試案」も、昭和四四年七月法制審議会商法部会決定の「株式会社監査制度改正要綱案」も、それから昭和四五年三月法制審議会決定の「商法の一部を改正する法律案要綱」も、これらはいずれも、特例を定めるべき「大会社」の範囲を『資本金一億円以上の株式会社』と規定するのみであつ

たし、従つてこれについては監査役監査のほかさらに会計監査人の監査を受けるべきものとされていただけであつたから、その時点においては監査役の職務は、株式会社の資本金の大小に拘らずべて、会計監査のみならず業務監査にまで及ぶことが予定されていたため、子会社に対する親会社監査役の報告徴収権限が「営業ノ報告」を対象にすることはむしろ当然のことと考えられえたという事実である。

これに反して、昭和四八年三月閣議決定の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案要綱」では「大会社」の範囲を『資本の額が五億円以上の株式会社』に限定すると同時に、同要綱第六（中小会社の監査役の職務及び権限の特例）の1は『資本の額が一億円以下の株式会社』の監査役は、会計監査のみ行ない、その権限は、会計監査に必要な範囲に限る。』と定めるに至つた。そしてこれがそのまま同法律要綱となり、監査特例法第二二条以下においてこまれているという事情がある。

そうであるとすれば、資本の額が一億円以下の「中小会社」については、監査役の職務を会計監査のみに限り、その権限を会計監査に必要な範囲に限定した際に、子会社に対する報告徴収権限も「営業ノ報告」から「会計に関する報告」に限定すべきものではなかつたのかとも考えられよう。けだし、すでにみたように、会計監査のみを行ない、その権限も会計監査に必要な範囲に限られているところの会計監査人については、立案検討の当初から一貫して、子会社に対する報告徴収権限の対象は「会計に関する報告」に限定されていたし、会計監査のみを行ないその権限も会計監査に必要な範囲に限られるところの「中小会社」の監査役の場合にも、同様に「会計に関する報告」の徴収だけで十分であり、従つて「営業ノ報告」にまで及ぶ必要は必ずしもないからである。

(11) 並木・前掲逐条解説二六六頁、居林・前掲三三三頁、加美・前掲書一六二頁。

(12) この他、会計に関する書類であれば、合併、株式配当、営業譲渡等、資本減少等の総会提出書類も含まれることについては、並木・前掲逐条解説二六六頁参照。

(13) 監査法人中央会計事務所編「昭和四九年商法改正関係衆参両院法務委員会議録(抄)」殊に四三頁以下、並木前掲逐条解説九二頁。

(14) ただし、前者の八は後者にはなかつたものであり、その間の経緯については、中央会計事務所編・前掲法務委員会議録(抄)四五頁以下、田辺・加藤・黒木・前掲一三頁。なお株懇旬報七二二号三頁参照。

(15) ただし、後者の要綱第一の三の2は、前者には含まれていないが、その趣旨は改正商法第二七四条ノ三第二項におりこまれている。

(16) 要綱案第一の三の2についても同じ。

(17) 本文については商事法務研究四五九号二頁参照。

(18) これに対しては、従属会社に対する営業報告徴収権限の重要性は評価されながらも、直接の業務財産状況調査権限については監査役の場合これを認めるべきでないという反対意見もあつた、例えば、山口賢「従属会社に対する監査役・会計監査人の調査権」商事法務研究四六九号一四頁。

(19) その間の経緯については「座談会・株式会社監査制度改正要綱案をめぐって」ジュリスト四三四号二三頁における矢沢惇発言および味村治発言参照。

(20) 並木・前掲逐条解説九二頁、味村・前掲ジュリスト二三頁は、これが、子会社といえども法律上は親会社とは別個独立の法人格を有するためであるという。なお前掲法務委員会議録(抄)四四頁における川島一郎政府委員の発言参照。

(21) 会計報告徴収権限と業務財産状況調査権限とが並列的に規定されていたものが、法律案要綱および法律要綱ならびに監査特例法第七条第三項および第四項では、段階的に規定されることになつた経緯については、前記註(18)(19)(20)参照。

なお、山口・前掲一四頁以下は、会計監査人に関する参事官室試案第一一の六の3には賛成しておられる。

(22) その際の問題点については、矢沢惇『満身創夷』の商法改正『ジュリスト五六〇号一七頁参照。

## 五 五 五 五 五

以上を要するに、このたびの改正により新設された商法第二七四条ノ三の規定は、資本の額の大小に拘らずすべての株式会社の監査役に適用されるが(監査特例法第二五条参照)、その第一項にいう「営業ノ報告」は、資本の額が一億円以下の株式会社における監査役の場合に限つて、「会計に関する報告」の意味に限定的に解釈すべきものと考えられる。右の場合、監査役の職務権限は基本的に会計監査のみに限られており、その限りで同じく会計監査を担うべき会計監査人に関する監査特例法第七条第三項の場合と異なる解釈に合理的根拠はなく、むしろ両者を同様に取扱う限定的解釈の方に理論上合理性がある



と思われるからである。

もしこの解釈が当たっているとすれば、立法論としては、監査特例法は、第二二条において、第三項のあとに、同法第七条第三項および第四項と同趣旨の規定を設けると共に、第二五条において、商法第二七四条ノ三を適用除外とすべきではなかつたろうかと思量される。